

平成28年9月14日

於・1002会議室（10階）

第1035回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 「電波政策2020懇談会 報告書」について.....	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 株式会社放送衛星システム所属衛星基幹放送局及びスカパーJ S A T株式会社所属の衛星基幹放送試験局・衛星基幹放送局の予備免許 について （諮問第21号）	20
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 平成27年度民間放送事業者の収支状況について.....	25
5. 閉 会	33

開 会

○前田会長 今日、まず、先日の持ち回り開催で議決いたしましたが、非常勤審理官について、榮氏に変わって坂口氏が着任されておりますので、一言ご挨拶をお願いします。

○坂口審理官 坂口でございます。榮さんの後任ということで、12日付で辞令を頂戴いたしました。精励したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○前田会長 どうも、よろしくお願いします。

それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するようにご伝達をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局関係）

○「電波政策2020懇談会 報告書」について

○前田会長 それでは、審議会の初めに、今回の異動で富永局長が着任されたとお聞きしておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○富永総合通信基盤局長 富永でございます。1年間ほど電波行政を離れておりましたけれども、再びこちらの分野を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開始いたします。

最初に、報告事項「電波政策2020懇談会 報告書」につきまして

して、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 お手元の電波政策2020懇談会報告書概要というパワーポイントの資料でご説明させていただきたいと思います。

表紙の次の2ページ目でございますけれども、総務省におきましては、今年の前半である1月から7月まで、当時松下副大臣の主催ということで、電波政策2020懇談会というものを開催しておりました。こちらにつきましては、獨協大の多賀谷先生に座長をお願いしておきまして、具体的な内容といたしましては、2つのワーキングという形で、1つはサービスワーキングで、我が国の無線のサービス、5Gですとか、ITSの発展ですとか、そのほか、ワイヤレスビジネスの国際展開、周波数需要への対応などの課題についてご議論いただきました。もう一点は、電波利用料制度に関しまして、こちらは法律を3年に一度見直す形になっておりますが、その見直しの時期を迎えているということでございまして、電波利用料制度の平成29年度から31年度の在り方に併せて、電波法上の制度的な課題についてご議論いただく制度ワーキング、この2つの体制でご議論いただいて、7月に報告書を取りまとめたところでございます。その概要について簡単にご説明をさせていただきます。

次の3ページ目、報告書の概要になりますが、第2章、第3章とあって、第2章は、先ほどのサービスワーキングの関係で、ワイヤレスビジネスの海外展開、あるいはモバイルサービスの発展といったワイヤレスサービスの推進について、第3章は、制度見直しの方向性ということで、電波利用料の見直しに関する基本方針、その他、電波の監理・監督に関する制度見直しに関する事項といったような構成になってございます。

4ページ目以降が報告書の概要になりますが、4ページ目から6ページ目が現状になります。既に無線局数で2億局ぐらいに成長しておりまして、モバイルの関係のニーズがどんどん増えているということで、年とともにより

高い周波数を使えるようにということで、電波の資源開発をしながら電波の再編を進めてきてニーズに対応してきているという状況でございます。

5 ページ目がモバイルの関係でございますけれども、モバイルも伸びているということで、全携帯電話の契約数で、今年の3月末で1億5,600万でございます。そのうちLTEが全体の56%ぐらいということで、こちらの部分が急速に伸びているということで、高速の通信システムということで通信量もどんどん増えている状況でございます。

放送につきましても、4K・8K、ロードマップを作ってしっかりと取り組んでいるところでございます。

そういった現状を踏まえて、1点目、ワイヤレスサービスの関係でございますけれども、検討の背景ということで7ページ目でございます。ワイヤレスビジネスの成長への期待、新たなモバイルサービスの実現、移動通信トラヒックの増大といったような視点がございまして、これらについてそれぞれ検討した結果を7、8ページ目以降にまとめているところでございます。

8 ページ目でございますけれども、まず、ワイヤレスビジネスの展開ということで、無線システムということで、安心・安全の分野でのワイヤレスの活用が期待されるということでございます。6つの赤い枠がございまして、上段のほうで安心・安全ワイヤレスサービスの国内外普及ということで、高機能なレーダーシステムですとか、空港の滑走路面の異物を検知するようなミリ波を使ったセンサーシステム、レーダー技術の応用といった形になりますけれども、リニアセルと書いてございまして、そういうシステム。あるいは電波の適切な利用をされているかという電波の監視システム、こういったものについて、いい技術を日本は持っているということでございまして、海外に向けたビジネスまでなかなかつながっていないということで、そちらをしっかりと強化していく必要があるのではないかということでございます。

下段がそのほかのワイヤレスシステム、新しい分野ということで、ワイヤレスの電力伝送、この絵ですと、乗用車に対して電磁波で給電するというシステムで、制度整備等を日本は先行して行っていますので、こういったものを海外に売り込んでいくと。あるいは今後、いろいろな用途に広がっていくであろうドローンでの電波利用。さらには、その右側になりますけれども、MR J等中小型機向けの衛星通信環境システム、こういったものはそれなりに市場が見込めるということで、しっかりと取り組んでいくことが必要だろうということでございます。

それに向けてということになります、9ページ目でございますけれども、海外展開のプロジェクトを官民連携してしっかりと行っていくということで、3つのプロジェクトを掲げています。1つが電波監視の関係、上段でございますが、あと2つは、まず交通システムということで、空港向けのレーダーですとか、先ほどの異物検知とか、そういうものを他の空港の情報システムなどとパッケージにして、関係省庁とも連携しながら取り組んでいくというようなことでございます。同様に、気象についてもレーダーですとか、そういったシステムについて、これも関係省庁と連携しながらしっかりと取り組んでいくべきではないかと。こういうものについて、プログラムディレクターというものを置きながら、しっかりと官民連携して取り組んでいくべきというような方向を打ち出しております。

次のページへ行っていただきまして、そのほかモバイルの関係でございます。5Gについて、2020年の実現に向けて取り組んでいるということでございますけれども、超高速のみならず、多数のものを同時につなぐ、あるいは高速で移動するものにも瞬時につながるといったような多彩な機能を持っているものということで、右が車への応用、ITSの分野でございますけれども、車の分野などでも5Gの活用が期待されているということでございます。

11 ページでございますけれども、その実現に向けてということでございます。諸外国とも戦略的なパートナーシップということをしつかりと考えながら、要素技術に関して研究開発、実証を進めるということで、3つのプロジェクトと9つのモデルという形で表にまとめてあります。ウルトラブロードバンド、ワイヤレスIoT、次世代ITSという一番左の欄にありますけれども、こういったプロジェクト、それぞれ超高速、多数の接続、あるいは速く移動するものへの瞬時の接続といった視点で、こういったプロジェクトで幾つかの利用形態、モデルを考えながら、実際の実証に取り組んでいくべきだというようなことでございます。

12 ページ目でございますけれども、そういった実証に取り組んでいくときでございますが、技術の実証だけではなくて、サービスですとか、アプリケーションですとか、ユーザー参加型のオープンな形での取組という形でしっかりとやっていくべきだと。その際、東京で集中的にやるのではなくて、地方とか全国幾つかの地域でしっかりと、いろいろな環境に応じた形でやっていくべきだというようなことで取りまとめられております。

13 ページ目、次でございますけれども、そういったモバイルのニーズ、高度化に対応していくためには、どうしても周波数の確保が必要になってまいります。それに当たっては、諸外国の連携・協調ですとか、周波数の共用・再編ですとか、R&D、あるいはWi-Fiの拡張といったような視点での取組が重要になるということです。幾つか周波数帯ごとに4つ下に枠がございますけれども、一番左ですと、3.4GHz以下と書いてございますが、これは世界的に携帯電話に使われてきているところで日本が使えないところ、これを何とか共用条件等を整理して使えるようにしていこうという部分。それから、それよりも高い周波数、3.6、あるいは5GHzの無線LANのところ、さらにもっと高いマイクロ波のところ、一番右側になりますけれども、こういったところ

の周波数帯をターゲットに、国際協調しながら、共用の検討ですとか、技術の開発を進めていくべきだということを打ち出しております。

14 ページ目は、それに当たって国際協調が重要だといったような形になっています。

15 ページ目が今までご説明した部分の1枚にまとめたポンチ絵になっていますので、割愛をさせていただきます。

16 ページ目以降が電波利用料の見直しに関する部分でございます。こちらは平成28年度でございますけれども、実際、歳出が660億円、歳入は716億円という形になってございます。こういった形で、歳出のほう、青い部分、地デジの総合対策というのが284.3億円ございますけれども、こちらが平成29年度以降は大幅に縮小されると。大体施策と借金の返済というか、国庫債務負担の返済が終わるということで、この部分が小さくなるという状況の中で、平成29年度から31年度の電波利用料をどう考えるべきかという視点で議論をされております。

17 ページ目以降でございますが、見直しに関する基本方針で、まず、電波利用共益事務というのはどういった施策に取り組むべきかという考え方でございますけれども、基本的には、従来、電波利用料は必要な経費を免許人に電波利用料として負担いただくという形で、電波利用共益事務として成り立っておりますけれども、その基本的な考え方は変えないと。直接的に電波の公平かつ能率的な利用に役立つ施策ということでございますが、そういったものを考えるに当たって、右側の黄色い枠の下のほうに書いてありますけれども、特に重視すべき施策の効果ということで、電波利用というものが社会の隅々まで行き渡っている中で、電波利用を通じた社会への貢献ですとか社会的課題の解決、安心・安全ですとか、介護、医療ですとか、オリンピック・パラリンピックといった視点、こういったものへの効果を十分踏まえながら、次期の施策をしつ

かりと考えていくべきだという形で議論がなされております。

18ページ目でございますけれども、意見募集ですとか議論の中で多数のご提案がございました。それを大体30件ぐらいに整理した上で、上から2ポツ目のところに書いてございますとおり、電波利用共益事務の範囲における考え方を踏まえまして、その妥当性を評価して、こちらの下に細かく書いてあるような施策に集約しております。大きく分けて、電波の監理・監視ですとか研究開発等、あるいはインフラ等の普及支援ですとかリテラシー向上、こういった区分になるわけでございます。

ざっくりと次から簡単にご説明させていただきますと、19ページ目がまず電波の監視・監理というところでございます。電波監視については従来からしっかり取り組んでいるわけでございますけれども、モバイルのシステム等がより高度化してくる、より高い周波数を使うようになってくるといったときに、現状のシステムではなかなか対応できないということがございますので、そういったものにしっかり対応していくべきというような話ですとか、無線局監理のシステムについても、セキュリティの強化ですとか、いろいろ不適切なデータを使った申請等が出てきているということもあって、そういったものを監理するようなデータベースをしっかりとやっていくべきじゃないかと。あるいは周波数の電波の共用を今後進めていかなければいけないということで、そういった確認・調整システムをつくっていくべきだというような提言になっております。

20ページ目でございますけれども、R&D等でございますけれども、先ほどの5GですとかITS、あるいはIoT、4K・8K、こういったものにしっかりと取り組んでいくべきということと、右側に行って、従来から取り組んでいる国際標準化とかに加えて、国際展開という視点でもしっかりと取り組んでいくべきと。あわせて、電波利用が広がりますので、電波の安全性に関する

取組は強化すべきという形になっております。

21ページに行ってください、こちらはインフラ整備等の視点でございますけれども、従来から携帯電話のエリア整備事業等に電波利用料を使ってきておりますが、そういった点に関して、左側の枠になりますけれども、携帯が全く使えない地域だけではなくて、例えばLTEが使えない地域や、離島等への光ファイバーの整備等にもしっかりと支援したらどうかという視点ですとか、新幹線の中でトンネル不感対策をやっておりますけれども、こちらについてしっかりと強化していくべきというご意見、あるいは病院ですとか公共的な建物の中で使えないというものについても改善していくべきだということが提言されております。

右側に行ってくださいまして、放送受信環境整備支援とありますけれども、こちらは衛星放送の普及に伴いまして、その関連の施設からの漏れの電波が携帯電話等ほかのシステムに影響を与えて障害が出るというケースがかなり出ています。4K・8Kを推進して衛星放送を推進しますと、この辺がさらにひどくなるということで、干渉対策をしっかりとやってほしいという意見が多数出たということもありまして、そういったものへの取組。あるいはWi-Fiの環境整備でございますけれども、こちらについては、従来から一般財源で取り組んでいるところでございますけれども、電波利用料を使ってもっとしっかりとやっていただきたいというご意見がございます。

22ページ目でございますけれども、電波利用に関してリテラシーの向上、あるいは人材育成という取組が大事だということで、従来からやっておりますリテラシーの向上の施策を引き続き進めるということと、下にございますけれども、IoT等の環境が進んだときに、ICTの人材が不足するということで、そういった方々の育成ですとか、いざというときに使えないということが結構あるということなので、救急医療活動に従事する方等の電波利用のスキルを向

上するといったような取組が必要ではないかということでございます。こういった取組を踏まえて、本年度の概算要求をしている状況でございます。

23ページ目以降が歳出の全体の考え方等でございますけれども、23ページ目が歳出全体としてどうかということですが、電波利用料は、考え方上、出と入、歳入と歳出は一致させるべきだということで、ここが原則であって、これは変えるべきではないということでございますが、今ご説明したそれぞれの施策を積み上げると相応の規模になるということで、これまであまり負担が増えないように、従来の規模感を踏まえて検討すべきというご提言をいただいております。それを踏まえてという形になりますけれども、29年度の概算要求としては、参考になりますけれども、750億円という形で概算要求をさせていただいているところでございます。

24ページ目が電波利用料額の見直し、負担の考え方のほうでございますけれども、こちらにつきましては、基本的には従来の考え方を大きく変えないという検討結果になってございます。電波の利用価値等を踏まえて算定の考え方を整理するという形になっておりますけれども、そちらについては従来と同じような計算法、算定方法に従っていくというような結論になっております。携帯電話等についても、より負担の軽減をしてほしいとのご意見はありましたけれども、見直すべき特段の事情もないというような議論の結果では、現状維持という形になっております。あと、細かいことをいろいろ書いてございますけれども、考え方としては従来と大きく変えないということでございます。ただ、携帯電話事業者から、納入の手続が煩雑であるというご意見をいただきましたので、そういったところについては、事務負担を軽減するような手続を検討することが適当であろうというご提言をいただいております。

最後、25ページ目でございますけれども、こちらについては、電波利用料制度以外の制度の見直しということで、電波利用料制度を見直すに当たっては

必ず電波法の改正が必要になりますということで、来年の通常国会に法案を提出することを予定しておりますけれども、それに合わせて見直すべき事項がないかということでご議論いただいたものでございます。ここに7点上げてございますが、いろいろな視点で、まず1つ目が免許制度の関係でございますけれども、昨年にITU、国際電気通信連合で世界無線通信会議というものがございまして、そこで海上の通信サービスの関係で情報提供サービスの考え方が見直されたということで、そちらに合わせた制度の整備をしていく必要があるのではないかと。

あるいは、2点目でございますけれども、携帯電話の電波の割当ての関係でございます。今、開設計画をこちらでご審議いただいて認定して、免許というか、周波数の割当てを行っておりますけれども、認定期間中の監督措置として、今は、ちゃんとやっていないと取消しという措置しかないということなので、もっと柔軟な形、強弱を兼ね備えた重層的な形の監督措置が必要ではないかというようにご議論でございます。あわせて、利用状況についても、開設計画の認定期間は通常5年でございますけれども、5年が終わるとその後フォローがないということで、終わった後もきっちりフォローするような形が必要ではないかというご意見でございます。

そのほか、周波数の共用を進めるための仕組み、データベースの整備ですとか、地域BWAがございまして、地域BWAをどこまで認めるか、このまま残すべきなのかという議論が従来から話し合われておりますが、一定期間まだ維持すべきだというご議論。あるいは無線局の検査の関係で、測定機器のチェックについて、技術が進展しているということもあって、較正期間等をもっと柔軟にしていってどうだというご意見ですとか、航空機の検査についても、少し違う考え方、無線局以外の検査の考え方と同じようなPDCAサイクルを回すことで監理・監督を行う手法が検討できないかというご議論ござい

ます。

あと、6番、7番、細かいことですが、先ほどの改ざんされたデータを使っているケースとかがあるということで、そういった不適切なものをちゃんと監理できるようなデータベースの整備ですとか、高周波利用設備の関係で、表示の関係をもうちょっと柔軟な規定にしてはどうかというご議論があったということで、全てが法律事項ではございませんが、制度の見直し等につながる部分でございますので、都度、省令改正等がございましたら、またこちらの審議会にお諮りしてご議論いただく形になろうかと思えます。

すみません。ちょっと長くなりましたが、電波政策2020懇談会報告書の概要は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。林先生、お願いします。

○林委員 大変なご労作を今回おまとめいただきまして、まずは感謝申し上げます。個人的に、私は、この電波政策2020懇談会報告書については大変関心があったものですから、報告書は200ページ以上ありますが、読ませていただきました。

そこで、ちょっとピンポイントになってしまいますが、パワーポイントだと25ページの一番最後の部分、報告書ですと200ページの部分ですが、開設計画に対する監督手段の整備についてまず確認したいのですけれども、200ページの2段落目の最後の3行の部分で、「開設計画が遵守されなかった場合の電波法に基づく是正の手段は開設計画認定及び無線局免許の取消しのみであり、当該取消事由は開設計画の懈怠等に限定されている（法第27条の15）」とありますが、これは正確には、「当該取消事由は基地局の開設計画の懈怠等に限定」ではないでしょうか、というのが1つ確認したい点です。

その上で、最後の25ページの重層的な監督措置というところですが、これまでも、開設計画には、基地局の開設のほかにも、「人口カバー率」であるとか、「MVNOの利用促進」、「多様な料金設定」等について記載がなされておりますけれども、割当てに当たっては、これらの事項も審査されております。事業者は、開設計画に定めた事項を実施することを条件として周波数の利用を許されていると理解しております。にもかかわらず、これらの事項について、事後的な規制手段がないというのは、制度として不備があると言わざるを得ないのではないか、と個人的には思っております。

今回の2020懇談会報告書では、200ページ4段落目に、「認定開設者に対して様々な強弱の監督手段を組み合わせた重層的な監督措置を確保すべき」という記載がございますけれども、総務省としては、今後、これらの事項に対する行政処分を措置する法改正を行っていくという理解でよいのか。また、同報告書200ページ注26に、「認定及び免許等の取消しに加えて、勧告・公表・命令等の監督手段を確保する。」との記載がありますが、「勧告」とは、ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為を言い、また「公表」は、行政庁の勧告等に従わなかったときにその旨を公表することができることとして、行政指導に従わなかったことに対する制裁措置としての効果及びこれによる予防的効果を期待するものだと思っておりますが、いずれも法的に相手方を拘束することはできないと思っております。「人口カバー率」等の開設計画に記載した事項に対する制裁としては、まず行政処分たる改善命令や停止命令を規定した上で、これらの命令を発出するほど悪質ではない場合に、勧告や公表を行うことができるよう、法律上措置すべきだと考えますが、どうでしょうか、というのが、この報告書を読んでの感想であります。

と申しますのも、実際、開設計画に遅延が見られた例も過去に存在しました。ですので、今述べた点は決して杞憂ではないと思っております。これらの行政処分を

法律に規定するにあたっては、電波法の目的を越え、電気通信事業法も含めた改正が必要になる可能性もありますが、既存の法の枠組みにとらわれず、必要な規制は何か、という観点から、労を惜しまず広い視野で法改正の検討をしていただきたい、と思いますが、その点についても、いかがでしょうか。

○田原電波政策課長 まず1点目の「開設計画の懈怠」というのは、確かに法的には、実質、基地局が開設されているか否かというところに着目していますので、正確には「当該取消事由は基地局の開設の懈怠等」というのが正しい表現かと思えます。

2点目のところでございますけれども、こちらについて、現在どういう形が可能なのか、適切なのかということで、私どももいろいろ案をつくって、内閣法制局と議論させていただいているところでございます。過去の例でしっかりと整備がされずに、いろいろ指導しながらというようなケースもあったところでございますけれども、これについて、指導の効果、通常の行政指導ではなぜいけないのかということから始まり、実際に立法していくという中でどこまでのことができるのかということで、今、少し整理をさせていただいております。具体的にはまだどこまで行けるかということは、いろいろ法制度的な指摘も法制局からもいただいておりますので、今後なるべく実効性の高まるような形で何らかの措置ができないかということで、引き続き調整はさせていただきたいと思っております。

○前田会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○吉田代理 よろしいですか。

○前田会長 はい、お願いします。

○吉田代理 コメントのような意見になりますが、お伺いしまして、基本的に大変重要かつタイムリーな報告書ではないかと思えます。

総務省の皆様にはもう当たり前の話ですけれども、2020年といいますと、グローバルに世界中の人々にインターネットがほぼ行き渡って、かつInternet of Things、I o Tと呼ばれていますけれども、たくさんの“もの”がネットにつながる時代が来ます。中でもワイヤレスが果たす役割には極めて大きなものがあります。そういう時代になりますと、ネットがあらゆる産業に大きな影響を及ぼし、ある意味、国の競争力まで影響を及ぼすような非常に重要な存在になると思いますので、これから大いに充実させていくことが重要です。

例えばスマホのアプリで最近、ポケモンGOが随分話題になりました。この例からも分かりますように2020年頃になると、どこかの国の誰かがちょっとしたアイデアを出して、それをネットで流しますと、それが瞬く間に世界に広がって大きな影響を及ぼす、そういう可能性がある時代だということを、これから一般の国民の方にもよく知っていただいて、こういうネットを有効に活用していただいて、国力を高めるといいますか、国の競争力を高めることが非常に重要なと考えています。その意味でも、この報告書に沿って、これから総務省さんのほうで、国民に大いに周知広報していただいて、ネットワークのサービスの充実に向けて頑張っていただければと思います。

以上、感想ですけれども、よろしくお願ひいたします。

○前田会長 ほかにはいかがですか。お願いします。

○松崎委員 質問です。12ページで、5Gのテストベッドの展開というところに、東京のみでなく地方都市にも整備するという文言がありますが、これは今現在の段階で、対象としてどこそことというような具体的な候補はあるのでしょうか。

○田原電波政策課長 具体的にどこことというようなことまでは、現時点では絞られておりません。平成29年度の概算要求を現在しているところでございますけれども、複数箇所、いろいろ都市型のモデルですとか、ルーラル地域での

活用モデルですとか、幾つかのパターンを想定しながら実験するという形で、何カ所かという形ではやっておりますけれども、それを具体的にどこでというのは、今まさに来年度に向けて議論を進めているところでございます。

○松崎委員 地方活性化や地方創生にも寄与と書いてあるので、候補を選ぶときに、例えば離島であるとか、被災地であるとか、そこでやることによって何らかの付加価値が生み出されるような、そういう視点を取り入れて選ばれるのでしょうか。

○田原電波政策課長 はい。そういった視点も十分あろうかと思えます。いろいろな、被災地だったらどうか、離島だったらという視点は当然あろうかと思えます。これからやっていくに当たって、いろいろご提案をいただきながら、顕著なモデルということで幾つか選んでやっていく形になろうかと思えます。

○松崎委員 人が来て予算がつくと活性化が促されるので、ぜひ今、不活性化のところを重点的にお願いできたらと思えます。

あともう一つ、21ページのところですが、第3章というところで、次期における電波利用料の使途というところなのですけれども、携帯電話利用環境整備支援というところに公的機関の電波利用が制限される環境における携帯電話等利用環境整備支援というのがあって、これはイラストが病院のイメージですよ。ここで知りたいのは救急車での利用です。家族が救急車に乗った際に、運ぶ以前に病院に連絡するとき、ビルとビルの陰に入っていて、救急隊の機器が通じませんでした。救急救命士の方から、私の携帯のほうは伝わるかもしれないので貸してくれませんかと言われた経験があるので、院内でなく一番必要な救急車での電波利用というのを優先順位の第1位に上げていただけたらと思っております。その辺はいかがでしょう。

○田原電波政策課長 救急車はどちらかというところだと車内、車の中でという形になりますけれども、確かに特に都会ですと、ビル陰で、ある筋に入ってしまうと、

特定の事業者の携帯が切れるとか、つながらないというケースはいまだに結構あつたりします。そういう今のようなケースで、事業者に苦情が上がると、その対策をして、そういったつながりにくいところを事業者のほうでネットワークを調整してつながるようにしていくというようなことの繰り返しで、だんだん全体のレベルを上げていっているという状況になっております。ですので、先ほどのケースも、例えばドコモの携帯電話のネットワークがたまたまそういう状態だったので、先生の携帯電話が a u だったら、もしかするとつながるかもしれないということで、救急隊の方もそういうようなお話だったと思いますけれども、そこについては、どちらかという、我々の補助事業を使ってというよりも、事業者としてもそういうものはなるべくなくしていきたいということがございますので、そこはネットワークの調整の中でやっていくということで、強いてあるとすれば、それが山のほうに行くとなかなかつながらないから、そういったところでどれだけカバーしていただけるかというときに、それなりのニーズ等があれば、こちらのエリア整備事業を活用して、この遮蔽タイプというのは全く使えない地域をなくしていくという方の対策として道路の関係をやっていっているケースはございます。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかに。どうぞ。

○林委員 すみません、もう一点だけ。さっきと同じようなところですがけれども、報告書の 202 ページの 2 段落目に「再免許は免許の更新ではない」という記述があつて、3 段落目には、「移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許申請について、移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである。」という記述がございます。先ほど電波政策課長がおっしゃいました今後の免許制度の

見直しに当たっては、割当後の事後的な競争環境の変化に対応すべく、割当済周波数の再配分、すなわち、過去に割り当てた周波数について、再免許をしないことにより返上させ、当該周波数について再割当てを行うこと、も想定して、制度整備を実施すべきであると思いますが、そういったことも念頭に置いた記述なのかどうかということに関心がございます。というのも、3GHz以下では、今後は大きな周波数帯を確保し、追加割当するということが困難となりつつあり、これまでのように、追加割当てで競争環境の是正を図るという方法には限界が見えつつあるというのが仮に現状認識だとしますと、その割当て済みの周波数の再割当てといったところについて、この報告書が将来に向かって示唆を与えていると思うのです。そういう意味では、この報告書の方向性については、私は賛成ですけれども、今後の法改正の見通しについては、現時点でなかなか難しいかもしれませんけれども、補足いただければありがたいのですけれども。

○田原電波政策課長 今の電波法上、個々の無線局に対しての免許という制度で全てのことが成り立っているということがございますので、それを全てシステム単位でという考え方に切りかえるのはなかなか難しいということで、包括免許等のものがございますけれども、ある程度は現実問題として携帯電話システムという形になっているということで、いろいろ全体を見直すときに、ばらばら個別の無線局の免許単位で捉えていると、免許の時期等もばらばらでございますので、なかなか評価がしにくいということで、免許自身もある程度、免許の時期をシステム単位で合わせるとかいう考え方を入れていくことによって、見直しのタイミングがいろいろ生まれてくるのではないかと。

ただ、そこで免許の返納とか、そこまで行けるなら、周波数の返納とか、そこまで行くのはまだいろいろな課題はあろうかと思っておりますけれども、実際いろいろ周波数単位でシステムが動いていたりする部分について、ある程度そうい

ったタイミングでいろいろな議論ができるように、ここのシステム単位で行うということについては、再免許の時期をなるべくそろえていくとか、今までも手続的には一斉再免許のような手続もございますので、少しそういった工夫をしていく必要があるのではないかということで、こちらの記述になっていると。

それを実際どういうふうに進めていくかということについては、現在、私どものほうで、こういった形が適切なのかということで、まずは事務的なやり方からかなということでの議論、法的に、根本的に行くというわけではなくてというようなことで議論はさせていただいております。

○林委員 どうもありがとうございます。よくわかりました。

○前田会長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○石黒委員 ちょっと教えていただきたいのですが、この報告書の位置づけですが、方向性が一番最後の25ページに書いてありますが、実施時期とか、特にあまり詳しくは書いていないのですが、これは今後の総務省の電波行政の指針となるものとして、事実上強制力を持つと理解していいですか。

○田原電波政策課長 強制力というところまではいかないと思いますが、これに基づきまして、私どもは先ほどの電波法の改正なり、概算要求なりを進めさせていただいております。

基本的には、先ほどの19ページ以降、4ページぐらいにいろいろな施策が書いてございますけれども、こちらにつきましては、ほぼ全ての施策について29年度概算要求に反映させていただいております。

電波利用料の見直しにつきましては、今、細かいところについては、まだまだ議論しているところがございますけれども、来年の通常国会に法案を提出させていただきまして、制度的には来年度の秋からの適用という形になります。

そのほかの個別の制度もの、一番最後のページの部分でございますけれども、こちらについては省令でやる部分ですとか、法律でやる部分、幾つかのレベル

等あるかと思えますけれども、こちらは準備が整い次第という形になります。法律のところは来年の通常国会に出しまして、その内容に従って、どのぐらい最初のリードタイムをとるかということで施行の時期が変わってくると認識しておりますけれども、基本的にこちらの提言、強制力というものではございませんが、踏まえた形で現在の取組は進めております。

○石黒委員 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 たくさん質問が出ましたけれども、最後、私、一つだけ、質問というよりはお願いになるかもしれません。電波監理審議会で開設計画の認定について、いろいろかかわらせていただきました。各社の比較に当たって世の中のビジネスとしては非常に大きな影響があるにもかかわらず、それを計画というやや不確かさを含んでいるもので判断せざるを得ないですね。これは制度上仕方がないことだと思いますけれども、それがゆえに認定された後、特に評価の判定の基準にかかわるような項目等について、全体のストリームはいいけれども、判定に大きくかかわったようなものが、必ずしもそれがきちんと実現されていないというようなことができるだけないようなと思います。もちろん総務省さんはずっとそういうことを考えておられると思いますけれども、そういう意味では、何段階かのいろいろな行政手段があったほうが良いということは、ここで言っているとおりだし、今後、きちんと詰めていただいて、開設計画が確実に実現できるような手段を幾つも持つことが重要なのではないかと思います。ぜひ、この後よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかにご質問がなければ、この報告については以上で終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

○株式会社放送衛星システム所属衛星基幹放送局及びスカパーJ S A T株式会社所属の衛星基幹放送試験局・衛星基幹放送局の予備免許について

(諮問第21号)

○前田会長 それでは、お待たせいたしました。審議を再開いたします。

諮問第21号「株式会社放送衛星システム所属衛星基幹放送局及びスカパーJ S A T株式会社所属の衛星基幹放送試験局・衛星基幹放送局の予備免許について」につきまして、玉田衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○玉田衛星・地域放送課長 ご説明いたします。まず、第21号の説明資料でございますけれども、背景といたしまして、総務省では4K・8K推進のために平成26年2月からロードマップに関するフォローアップ会合を開催しまして、昨年7月に第二次中間報告を公表させていただいております。

こちらの新しいロードマップの中身としまして、2018年にBS、そして東経110度CSにおいて、4K・8K実用放送を開始するという目標を定めてございます。総務省では、このロードマップに従いまして、必要な制度整備を行ってまいっております。

こちらを受けまして、衛星基幹放送局等の免許申請の受付を本年4月13日から5月13日までの1カ月間行いました。これに対して株式会社放送衛星システム及びスカパーJ S A T株式会社から、それぞれ申請があったものでございます。

申請の内容につきましてご説明いたします。2ページでございますけれども、

株式会社放送衛星システム所属の衛星基幹放送局に関しては、使用チャンネル番号、右旋1から23、左旋8、12、14、衛星は2017年打上げ予定のBSAT-4aでございます。

スカパーJSAT株式会社所属の衛星基幹放送試験局・衛星基幹放送局については、使用チャンネル番号、ND9、11、19、21、23、衛星の名称は、本年打上げ予定のN-SAT-110でございます。

審査結果につきましては、別紙のとおり審査をした結果、予備免許を与えることといたしたいと考えてございます。

中身でございますけれども、別紙からご説明をいたしますが、次の3ページが申請者の概要でございます。

4ページ、申請内容、別紙2でございます。

8ページまで飛んでいただきまして、別紙3、審査結果でございます。

まず、株式会社放送衛星システム所属の衛星基幹放送局につきましてですが、項目としましては、工事設計の技術基準への適合性に関して、安全・信頼性に関する技術基準等に適合していると認めております。

また、周波数の割当て可能性も基幹放送用周波数使用計画に基づいて割り当て可能と認めております。

3点目ですけれども、経理的基礎につきましても、無線設備の工事費、運用費等につきまして適正に計上されており、収支見積もりにつきましても、計画実施ができますということから、経理的基礎があると認めてございます。

また、技術的能力の有無についても、以下のとおり適合していると認めてございます。

さらに、5点目の基幹放送局の開設の根本的基準への適合性につきましても、次のとおり適合していると認めております。

次のページ、6点目、最後の点でございますが、基幹放送局に関する免許方

針にも適合していると認めております。

次の10ページからは、スカパーJ S A T株式会社所属の衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送局についても、ほぼ同様の項目について審査をいたした結果、適合していると認められるところがございます。

14ページでございますけれども、別紙4、予備免許をさせていただいた場合の指定事項についても、このように記載をさせていただいております。少し資料が長くなりますけれども、20ページまでがこちらの指定事項でございます。

21ページからは、参考資料といたしまして、若干の資料を添付させていただきました。ポイントだけでございますが、ご説明させていただきます。

21ページは、全体の概要でございます。

22ページ、審査のポイントでございます。

そして、25ページまで飛んでいただきたいと存じますけれども、25ページが第二次中間報告でございます新しいロードマップでございます。今回の予備免許に係る申請は、中ほど赤い点線で囲った部分、B S 右旋、B S 左旋、そして110度C Sの左旋に係る部分でございます。

26ページは、ハード、そしてソフトのそれぞれの認定等のスケジュールでございます。今回のハードの予備免許は、中ほどハードの点線で囲った部分ということでございます。

その後、しばらく説明を省略させていただきますけれども、31ページまで飛んでいただいて、4K・8K放送に関しては試験放送が衛星で始まってございます。ここにありますように、日本放送協会が今年の8月1日から、一般社団法人放送サービス高度化推進協会が12月1日から開始予定ということでございます。

32ページにありますように、NHKの8月のリオデジャネイロオリンピッ

クの期間中の番組の例として、このような形で放送をされていたということでございます。なお、この時点ではNHKの全国54の放送局及び東京、大阪の6つのパブリックビューイング会場にて視聴することができるという状況でございました。

33ページは、特に下段のトランスポンダの配列を見ていただきますと、今回の申請、予備免許に係るところの使用周波数チャンネルについて記載させていただいております。

また、34ページは、今般の人工衛星そのものに関してでございますが、赤い②BSAT-4a、⑥N-SAT-110（後継機）、こちらが今回の対象でございます。

以下、ご説明は割愛させていただきますが、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

お願いいたします。

○吉田代理 基本的に、非常に結構ではないかと思いますが、参考までに2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、7ページのところに工事落成の予定期日というのがありまして、平成30年12月1日、もう一つは平成30年12月31日となっています。これは2018年すなわち平成30年からの実用化というロードマップに照らし合わせますと、ちょうど期限ぎりぎりになっています。これは、実際には、もっと早く落成する可能性があるけれども、ワーストケースというか、安全サイドを見込んで年末になっていると理解してよろしいのでしょうかというのが1点目です。

それから、2点目はちょっと後のほうで、22ページ、最後の審査項目の審

査内容のところは“調達方法、設計寿命の年数、打上の失敗・遅延の場合の計画の有無等について審査”というのがありますが、参考までに、ここに書かれている設計寿命というのは何年ぐらいになっているのかということと、打ち上げの失敗・遅延があった場合の計画というのは、どのように申請がされていたのか、その点についてお伺いさせていただきます。

○玉田衛星・地域放送課長 まず1点目でございますけれども、この落成の期日につきましては、ご指摘のとおり、最も遅い場合でもこの期日までにとのお話でございます。

それから、2点目についてでございますが、22ページでございます設計寿命につきましては、通常、衛星の場合、約15年ということで予定されておりますが、今回につきましても、その予定でございます。

また、衛星の打ち上げ失敗に関しては、従来からも放送衛星については失敗がほとんどない状況ではございますけれども、仮に衛星打ち上げ失敗ということになりますれば、この放送開始、4K・8Kサービスの実施に影響が極力ないような形で、再度打ち上げということになるかと承知しております。

○吉田代理 ありがとうございます。最後のところですが、既存の衛星を使うということを行われなくて、やっぱり再打上げになるのですか。

○玉田衛星・地域放送課長 はい。今回、既存の衛星で行う場合には、一定の周波数の帯域の再編等が必要な部分がございます。基本は左旋でございますので、そのために新しい衛星が必要という状況と承知しております。

○吉田代理 どうもありがとうございます。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。特にありませんか。

これ以上、特にご質問がないようです。また、反対の意見もないようですので、諮問第21号につきましては、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
答申書につきましては、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○平成27年度民間放送事業者の収支状況について

○前田会長 それでは、次に進みます。

報告事項「平成27年度民間放送事業者の収支状況について」につきまして、藤田地上放送課長、玉田衛星・地域放送課長、飯村地域放送推進室長から説明をお願いいたします。

○藤田地上放送課長 地上放送課の藤田でございます。よろしくお申し上げます。

まず、お手元の報告資料をご覧いただきたいと思います。昨年度の民間放送事業者の収支状況ということですが、3つのパートになっておりまして、最初に地上基幹放送、衛星系放送事業者、それから有線テレビジョン放送事業者の順にご説明させていただきます。

最初に地上基幹放送です。民間放送事業者は、主として広告を収入原資として行っておりますので、まずは我が国の広告マーケットの全体像からご覧いただきたいと思います。

6ページの資料ですが、この資料の数値は株式会社電通の調査、日本の広告費を参考に作成しております。

6ページの折れ線グラフ、総広告費ですが、昨年度はその前年にあった消費税増税前の駆け込み需要、それからソチオリンピック、FIFAワールドカップ

の開催に伴う反動減や、それから個人消費の伸び悩みなどが影響しまして、0.3%増の6兆1,710億円ということで、ほぼ前年並みの状況でございました。

これは、平成20年にあったリーマンショックから回復基調にあるものでございますが、それでもリーマンショック前の水準には戻っていない状況です。

こういった中にありまして、地上放送事業者はどうだったかということでございますが、テレビ広告費につきましては1兆8,088億円で、前年比98.6%で3年ぶりの減少、ラジオ広告費は1,254億円で、前年比減でございまして、1年ぶりの減少となって、ともにマイナスに転じておる状況でございす。

その一方でインターネット広告費ですが、これは1兆1,594億円で、前年比110.2%の伸びとなっております。過去17年連続、つまりリーマンショックを挟んでも上昇を続けている状況になります。新聞、雑誌もここにありますように減少傾向にありまして、広告媒体の中でインターネット関連の広告のみが伸びている、そういった状況になります。

このインターネットの伸びの要因は何であったかということでございますが、昨年の場合でいいますと、スマートフォン広告市場の拡大、それから動画広告市場の急成長というものが挙げられておりました。

それでは、2ページ目にお戻りください。最初の地上基幹放送事業者の収支状況の、収支状況表に戻っていただきたいと思っております。

こちら収支状況表になっておりますが、昨年度の大きなイベントとしましては、2015年の世界水泳選手権、7月、8月期、それから2015年の世界陸上競技選手権大会、8月、それからワールドカップバレー、12月といったイベントはあったものの、先ほども申し上げましたように、前年の大型イベントの反動の影響がやはり大きかったこと、それから、経済環境の先行きや不透明感から出稿を手控える動きがあったことから、売り上げはおおむね低調とな

りまして、ラジオ兼営社を含むテレビジョン放送事業者の売上高は、前年比で微増、ラジオ単営社の売上高は前年比でマイナスとなっている状況でございます。

テレビジョン事業者ですが、売上高の伸びに比べまして営業損益の伸び、それから経常損益の伸びが若干大きくなっております。これは、主にキー局におきまして売上原価の放送費、人件費の抑制をしてきていたこと、それから、配当金収入等の営業外収入が、先ほどありましたキー局において伸びていることが全体の数字を若干押し上げている要因となっているものです。

他方、ローカルのテレビ局につきましては、おおむね売り上げの伸びに準じた費用の動きになっております。

次に、ラジオ単営社の状況ですが、広告出稿が伸び悩むとともに、事業見直しの観点から、採算性の低いイベントを控えるといった動きもありまして、売上高が前年比マイナス3.2%となっております。一方で、経費削減に取り組んでいる社も多くあることから、売り上げが下がっているところについては営業費用も下げておりますが、それでも営業損益は減少しているという状況にあります。

特にAMの単営社は、26年度の合計で2億7,000万円の黒字を確保していましたが、昨年27年度はマイナス4億8,000万円となりまして、これは22年以來の赤字ということになっております。

次に、3ページ目に行かせていただきまして、上のイのところですが、事業別の当期損益の黒字社、赤字社の状況です。前年と比べまして大きな社数の変更はありませんでしたが、引き続きラジオ事業社の赤字社数が一定数ある状況です。

赤字となっている社は、経済規模の小さな県にある放送局が多くございますが、このような社においては、売り上げが伸び悩む中、設備投資に伴う減価償

却費の増とか、それから資産売却に伴う減損損失の計上がありますと、そもそも粗利益の幅が小さくなっておりまして、当期損益がダイレクトに影響を受けまして、マイナスに落ち込みやすい状況になっていると見ております。

収支状況の推移が3ページ目の下にございます。リーマンショックで落ち込んだ後、その前の水準には至っていないものの、売り上げは現在、緩やかな回復傾向にあるところでございます。費用等の関係では、ある程度の費用削減に努めているということで、売上げとの間でいいますと一定の幅を確保していることが見てとれます。

次のページに行きまして、こちらは各損益の状況を見ております。各社とも売上げの伸び以上に費用の削減に努めた結果、地上放送事業社総体としては、利益水準のほうはリーマンショック以前の水準に戻りつつあるという状況になっております。また、(3)、このページの下の上高営業利益率の事業別推移を見ますと、地上放送事業社全体では全産業の利益率を上回る利益率を引き続き確保しておりますが、テレビ社とラジオ社の開きは大きくなっているということが見てとれます。

最後に、次のページに行かせていただきまして、売上高、営業損益のキー局、それから、それ以外の放送局との構成比率の推移を表した表になっております。

上のグラフは売上高ベースで見たものでございますが、これで見ますと、在京キー局、在阪準キー局、その他の局のシェアを見ますと、これは近年、大きなシェアの変化はないように思っております。

下のグラフは、営業損益ベースで構成比率の推移を見たものです。ここの一番左にあります平成18年度は、全国で地上デジタル放送が開始されたのですが、その後、減価償却費の負担が出てきたときに、重なるようにリーマンショックがありまして、20年度、21年度と、特にテレビ放送事業者全体の営業利益が大きく落ち込む中、加えてローカル放送局は大きく落ち込んでいたとこ

ろでございます。

その後、中継局の置局もこの中で並行して進みましたが、23年度にデジタル放送に移行しまして、そしてローカル局の設備投資の負担や減価償却が進んでいく中で、最近はローカル局のシェアが徐々に回復して、以前の水準に戻りつつあるというふうな状況が見てとれるかと思えます。

以上が、民間の地上放送事業者の27年度の収支状況の説明でございます。

○玉田衛星・地域放送課長 続きます、衛星系放送事業者の収支状況でございます。衛星・地域放送課の玉田でございます。

7ページをご覧いただきたいと思えます。まず、衛星放送事業全体としましては、このページの一番下の欄を順次ご覧いただきたいのですが、衛星放送事業とある欄ですが、営業収益は3,808億円、前年度比プラス4.0%、その右で、営業費用は3,490億円、こちらもプラス4.4%ということで、さらにその右、営業損益、この差分でございますけれども、318億円、前年度比プラス0.1%ということで、営業収益、営業費用とも増加をしておりますけれども、営業損益はほぼ横ばいという状況でございます。

次に、左端の欄を縦にご覧いただきますとお分かりのとおり、衛星放送事業は、大きくBS放送、東経110度CS放送、衛星一般放送に分類をされます。

まず、BS放送の営業収益につきましては、表の上から4段目の衛星放送事業の欄をご覧いただきたいと思えますが、2,118億円、前年度比プラス5.5%でございます。他方、その右の欄、営業費用は1,919億円と前年度比プラス6.8%ということで、営業収益よりも大きな伸び率を示しているということに伴いまして、その右の営業損益につきましては、199億円と前年度比マイナス5.8%ということで、増収減益というふうになってございます。

その中で、特にキー局系のBS放送につきましても、白い部分がございますけれども、営業収益は741億円、前年度比プラス3.3%ということで、こち

らも同様に営業損益が90億円、前年度比マイナス15%ということで増収減益となっております。

こちらは、事業者からの報告によりますと、営業費用において番組購入費の増加等が起因していると考えられるところでございます。

次に、東経110度CS放送につきましては、そこからさらに4段下に行っていただいて、衛星放送事業の営業収益が821億円、前年度比プラス7.9%、この間、契約者数も212万から220万と伸びているということで、こちらでも堅調な伸びを示しているところでございます。

そして、衛星一般放送に移りますけれども、さらに2つ下の段でございすが、衛星放送事業は869億円の営業収益で、前年度比マイナス2.6%でございします。事業者数ですけれども、今年は5となっており、去年は括弧内8でございします。さらにその前の年は46でございまして、その際、ご案内のとおり124度、128度CS放送の受信に特別なチューナー、アンテナ等が必要ということで、視聴者数も伸び悩む中で、個々の事業者のトランスポンダ使用料の負担を軽減するという観点で、スカパー・ブロードキャスティングを登録事業者として、その他の事業者は番組供給会社へ移行したと、そういう経緯がございしましたけれども、本年度においても、さらに3社が番組供給会社へ移行して5社になっているという状況でございします。

続きまして、8ページをご覧いただきたいのですが、これはBS放送、東経110度CS放送、衛星一般放送、それぞれ規模別で見た場合の黒字社、赤字社の数に関する棒グラフでございします。

左の3本はBS放送で、全20社のうち6社が赤字社でございします。また、真ん中の東経110度CSにつきましては、全23社のうち赤字社は3社ということでございしますけれども、さらに一番右、衛星一般放送は、5社のうち1社が赤字社でございします。

これらは、いずれも放送開始5、6年までの局ということで、黒字化までは通常7、8年かかるということもございますので、今後の収支の改善も期待したいところでございます。

ちなみに、その下にございますけれども、経年変化での衛星放送の収支状況がございまして、衛星放送事業損益のそれぞれ3段目の欄を見ていただきますと、BS放送、東経110度CSでは当初7年間赤字、8年目から単年度黒字化という状況でございますし、また、衛星一般放送は平成8年から始まってございますので、当初8年間赤字ということでございます。

このように、サービス開始7、8年を経て黒字化する傾向にあるということでございますし、また、近年は年度による増減は見られますけれども、おおむね堅調に黒字を維持しているという状況でございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

○飯村地域放送推進室長 地域放送推進室の飯村でございます。

9ページに基づきまして、有線テレビジョン放送事業者の収支状況について報告をいたします。

まず、対象事業者でございますけれども、注1にありますように、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者であって、営利法人に限るということで、自治体を除いた三セク事業者と純粋民間事業者に限っております。加えてKDDI等のIPマルチキャスト方式によって放送する事業者等を除いた291社が対象となっております。

この上の表の上段、全事業の総額ですけれども、これはケーブルテレビ事業に加えて、通信事業を主とした全事業、全体の収支等をまとめたものでございます。営業収益につきましては、1兆2,853億ということで昨年度から2.7%の増、営業費用につきましても、同水準の増加でございまして、営業損益

についても2.1%増の1,562億となっております。

それから、中段が単年度黒字事業者の数と割合の推移をまとめたものでございます。27年度は、291社中247社、84.9%が単年度黒字でございました。

それから、一番下の欄がケーブルテレビ事業に限った収支状況の推移をまとめたものでございます。27年度につきましては、営業収益が5,003億、営業費用が4,468億ということで、営業利益は差し引き535億円となっております。23年度からの推移についてご覧いただければわかりますように、おおむね同水準で推移しているところでございます。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何かご質問等がありますでしょうか。ありませんか。

このAM、あるいは単波のラジオについて、どんどん赤字が膨らむ方向というのは、もう、ある意味そういう状況で仕方がなく、放送そのものよりも、その他のことでいろいろ対策を打とうと、そういうイメージでいるのでしょうか。

○藤田地上放送課長 個々の放送事業者につきましては、現在、FM補完局とかいうことを置局させていただきまして、ワイドFMということで、業界で、今、ラジオを積極的に試聴してもらうような取組をしているほか、ラジオという形で、放送だと聞きにくいところにつきましてはインターネットの中で聞いてもらうとか、事業者もみずから工夫をして、できるだけ、まずラジオを聞いてもらう、接してもらうと、そういった中で打開策を放送事業者を中心に検討しているところでございますし、我々としましても、そういったFM補完局の置局につきましては、助成制度を設けて支援していったと、そういった状況でございます。

○前田会長 より小さいコミュニティー放送は、そこそこと言っているのかどうかかわからないですが、そういうものと対比すると、ある種、まだまだ合理化の余地があるということですかね、これは。

○藤田地上放送課長 そうですね。合理化も、さんざんラジオ局も含めて、いろいろな不採算部門を、イベントとかいろいろ手を広げた部分で縮小してきたりして、また人員の削減もやってきていますけれども、そこはある程度限界もあるかと思いますが、その中で新たな収益源とか、例えばもっと安定的な広告主を探すとか、自治体との連携を探るとか、いろいろ工夫をしている放送事業者もありまして、そういったことをいろいろ皆さん、経営の中で工夫して頑張ってくださいしているところもありますので、そういうところをよく、他社も参考にしながらやっていただければと思っています。

○前田会長 ほかにありますでしょうか。

特にこれ以上ご質問がないということであれば、この報告については、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了いたしますが、次回の開催は10月14日金曜日ですので、お間違えのないようにお願いします。10月14日15時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。